

国土交通省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成 22 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」（平成 21 年 11 月 26 日付け国政評第 31 号による送付分）における事業評価方式による 40 件の政策評価（事前）

2 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I－4－ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条第 1 項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

(事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

3 審査の結果

「平成 22 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」における事業評価方式による 40 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	民間賃貸住宅の家賃債務保証業務の適正化・紛争処理の円滑化に係る支援制度の創設	○ 「住生活基本計画」（平成18年9月19日閣議決定）及び「規制改革推進のための3ヵ年計画（改定）」（平成21年3月31日）において、民間賃貸住宅については、合理的かつ適正な維持管理を促進するための仕組みづくり、トラブルの未然防止やトラブルを円滑に処理するための仕組みの普及・実現、定期借家制度の活用等を含めた良質な賃貸住宅の供給の促進等を図ることとされているところであり、社会資本整備審議会住宅地分科会民間賃貸住宅部会の審議も踏まえ、住宅の賃貸業務、家賃債務保証業務等の適正化、民間賃貸住宅市場の環境整備を進め、適正な維持管理による良質なストックの形成を図る必要がある。 【業績指標：5 既存住宅の流通シェア】 【目標値：19%（平成22年）】	○ 平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
2	200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定	○ 海域毎の特性や海洋に関する多様なニーズを踏まえ、我が国の海洋管理を適正に行う。 【検証指標：我が国200海里海域における海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョンの策定】 【目標値：我が国200海里海域における海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョンが策定されている（平成23年度）】	○ 平成24年度に事後検証シートにより事後検証を実施	○ 事後検証シートによる事後検証において検証指標を測定
3	地域交通、物流の革新を促す新たな低炭素実用車両の開発促進	○ 地域交通、地域物流の革新を促す新型低炭素実用車両の開発、導入を促進することで、2020年CO ₂ 削減中期目標（90年比25%削減）を、他の多くの交通政策課題（高齢化、物流効率化等）と両立しつつ着実に実現することを目的とする。 【業績指標：26 クリーンエネルギー自動車の普及台数】 【目標値：69万台以上（平成22年度）】	○ 平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
4	自動車運送事業者によるCO ₂ 削減努力の評価手法、付加価値創出手法の開発	○ 運送事業者相対評価手法の確立、付加価値の創出により、運送事業者等による積極的な取組みが市場原理により後押しされ、交通関係者（運送事業者、荷主、商品消費者、交通利用者）による経済原則に従った活動が低炭素化の取り組みにつながり、地球温暖化対策の2020年中期目標に向けた更なるCO ₂ 削減と、自動車運送事業の構造改善を同時に実現することを目的とする。 【業績指標：26 クリーンエネルギー自動車の普及台数】 【目標値：69万台以上（平成22年度）】	○ 平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
5	歴史的な水辺環境改善下水道事業の創設	○ 城郭周辺のお濠等の歴史的な水辺は地域の景観を形成する重要な要素となっているが、閉鎖的な水辺空間であり、雨水以外に外部からの流入水がほとんどないため、アオコの発生や悪臭等の水質上の問題が生じ、景観や周辺生活環境に悪影響を与えている場合が多い。このため、お濠等の歴史的な水辺の環境改善を図る。 【業績指標：39 合流式下水道改善率】 【目標値：約63%（平成24年度）】	○ 平成24年度の政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
6	緊急地震速報等の高度化	○ 首都圏には人口が集中し、国の中枢機能や社会資本が集積、密集している。しかし、緊急地震速報は直下型地震には間に合わず被害軽減の効果が低いことが予想される。これに対処するため、震源により近い大深度地震計データを活用して緊急地震速報をより早く発表し、強い揺れが到達するまでの猶予時間を増やすことにより、首都直下地震に対する被害軽減効果を高めることを目的とする。 【業績指標：60 地震発生から地震津波情報発表までの時間】 【目標値：3.0分未満（平成23年度）】	○ 平成22年度政策レビュー「緊急地震速報の利用の拡大」において事後検証を実施	○ 政策レビュー（総合評価方式）による事後評価において事後検証を実施
7	集中豪雨・局地的大雨対策の強化	○ 集中豪雨や局地的大雨の監視、予測技術を強化・改善するとともに、必要などきに必要の情報を得られるよう気象情報の普及環境を整え、情報を元に自ら安全確保できるよう安全知識を普及することによって、集中豪雨や局地的大雨による被害を軽減する。 【検証指標：改善した気象情報を活用できる都道府県の数】 【目標値：47都道府県（平成25年度）】	○ 平成24年度に事後検証シートにより事後検証を実施	○ 事後検証シートによる事後検証において検証指標を測定
8	地球温暖化に関する観測・監視体制の強化	○ 地球温暖化の監視・予測に関する情報の提供及び気候リスク軽減に資する情報の利活用技術の普及を図り、緩和策・適応策の推進による地球温暖化対策に貢献することにより、災害による被害を軽減することを目的とする。 【検証指標：新たに公表する北西太平洋海域における産業革命後からの二酸化炭素の積算蓄積量及び年間蓄積（放出）量に関するデータへの専門家からのHPアクセス数を、関連する既存のデータへのアクセス数と同等以上にする】 【目標値：月平均700件以上（平成26年度）】	○ 平成26年度に事後検証シートにより事後検証を実施	○ 事後検証シートによる事後検証において検証指標を測定
9	下水道浸水被害軽減総合事業の強化	○ 近年、集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、短時間に大量の雨水が流出し、内水氾濫の被害リスクが増大している。また、IPCC報告書においては、今後、気候変動により、大雨の頻度増加、台風の激化等の懸念が指摘されている。 以上を踏まえ、浸水被害の軽減に向けて、地方公共団体と関係住民が一体となって、総合的な浸水対策を推進する。 【業績指標：66 下水道による都市浸水対策達成率（①全体、②重点地区）、70 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合（内水）】 【目標値：66 ①全体：約55%（平成24年度）、②重点地区：約60%（平成24年度）、70 100%（平成24年度）】	○ 平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定

整理番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
10	都市機能保全型老朽管対策事業の創設	○ 下水道整備の進展にともない、管路延長は約41万kmにのぼるなど、下水道ストックが増大している。また、管路の老朽化等起因した道路陥没も増加傾向にあり、平成20年度の発生件数は約4,100箇所にのぼっている。 以上を踏まえ、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、都市部における老朽管の計画的な改築を推進する。 【業績指標：69 防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率】 【目標値：約56%（平成24年度）】	○ 平成25年度政策レビュー「社会資本ストックの戦略的維持管理」により事後評価を実施	○ 政策レビュー（総合評価方式）による事後評価において事後検証を実施
11	砂防設備等の緊急改築制度の創設	○ 近年の集中豪雨により、石積み構造の砂防設備等の被災が発生しており、これらの既設砂防施設等の評価及びその改築対策を短期集中的に実施（概ね5年）することにより、集中豪雨の頻発等による砂防堰堤の被災とそれに伴う土砂流出を防止し、地域の安全度の向上を図る。 【業績指標：75 土砂災害から保全される人口】 【目標値：約300万人（平成24年度）】	○ 平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
12	土砂災害に対する警戒避難体制の強化に関する制度の創設	○ 土砂災害の発生危険性が高まった際に、市町村長が危険区域内の住民等に避難指示を円滑に発令することが可能となるため、国民の安全・安心の向上が図られる。 【業績指標：82 リアルタイム火山ハザードマップ整備率】 【目標値：50%（平成24年度）】	○ 平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
13	ゲリラ豪雨等に対しても安心して暮らせる「100 ³ リ/h安心プラン（仮称）」の策定	○ これまでの整備方法にとらわれず、有効な治水対策を国及び関係機関と一体となって計画し、重点的に整備を実施することで治水安全度の向上を図る。 【業績指標：83 近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数】 【目標値：約7.3万戸（平成24年度）】	○ 平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
14	気候変動に伴う集中豪雨の激化に対応する河川整備及び流域対策の推進（流域治水対策河川事業費補助の創設）	○ ゲリラ豪雨対策を進めるため、河道整備と合わせた流域対策を推進することにより重層的な治水安全度の向上を図る。 【業績指標：83 近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数】 【目標値：約7.3万戸（平成24年度）】	○ 平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
15	地球温暖化に伴う海面上昇等への緊急的な適応策としての高潮・高波対策等の推進	○ 地球温暖化による海面水位の上昇等に伴う災害リスクの増大に対応し、高潮等による浸水被害を軽減し、背後地の人命・資産を防護する。 【業績指標：91 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合】 【目標値：約6割（平成24年度）】	○ 平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
16	運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進	○ 本施策の実施により、法規制等に求められる水準を超える安全対策を自主的に行う、安全で安心できる公共交通機関等にする。 【業績指標：99 鉄道運転事故による乗客の死亡者数、100 事業用自動車による交通事故死者数、101 商船の海難船舶隻数、105 国内航空における航空事故発生件数】 【目標値：99 0人（平成19年度以降毎年度）、100 592人（平成22年）、101 466隻以下（平成23年）、105 12.2件（平成20～24年の平均）】	○ 平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施。その後は、毎年度の政策チェックアップにより事後評価を実施する予定。	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
17	戦略物資を取扱う港湾施設の機能強化	○ 資源・エネルギー等の戦略物資の安定的かつ低廉な輸送を可能とすることにより、国民生活に直結する我が国の産業競争力の強化を図る。 【業績指標：126 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率】 【目標値：平成19年度比5%減（平成24年度）】	○ 平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
18	物流施設の耐震強化	○ 本施策等の実施により、大規模地震発生時においても国際海上輸送網としての一定の物流機能を確保し、わが国の経済活動等への影響を最小限に止める。 【検証指標：臨海部物流拠点における免震機能を備えた物流施設の新規立地件数】 【目標値：1件以上（平成26年度）】	○ 平成26年度までに事後検証シートにより事後検証を実施	○ 事後検証シートによる事後検証において検証指標を測定
19	遠隔離島における活動拠点の整備	○ 我が国における海洋での各種活動を支援し、海洋の円滑かつ持続的な利活用を促進させる。 【検証指標：活動拠点の整備に着手した離島の数】 【目標値：2島以上（平成26年度）】	○ 平成26年度までに事後検証シートにより事後検証を実施	○ 事後検証シートによる事後検証において検証指標を測定

整理番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
20	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業	○ 訪日外国人3,000万人時代を見据え、日本国内における受入体制の一層の充実を目指し、国・地方公共団体・民間事業者の明確な役割分担と連携による、以下の視点に立った取り組みを加速する。 ①「もてなし」の国、日本が実感できること ②スムーズに、快適に出入国できること ③快適に過ごせること ④楽しく過ごせること ⑤安心・安全に過ごせること 【業績指標：140 訪日外国人旅行者数】 【目標値：1,000万人（平成22年）】	○ 平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
21	停滞プロジェクト早期完了支援事業の創設	○ 停滞している市街地整備事業を早期完了させることにより、市街地整備の効果を発現し、集約型都市構造を構築することを通じて、都市再生を推進する。 【業績指標：157 都市再生誘発量】 【目標値：9,200ha（平成23年度）】	○ 平成23年度政策チェックアップ（平成24年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
22	低炭素都市基盤創造事業の創設	○ 温室効果ガスを2020年までに1990年比25%削減するという目標に向けて、市街地整備に併せてCO ₂ 排出量削減効果の高い取組を推進し、環境負荷の小さい都市構造の構築による、都市再生・地域再生を推進する。 【業績指標：157 都市再生誘発量】 【目標値：9,200ha（平成23年度）】	○ 平成23年度政策チェックアップ（平成24年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
23	生活支援機能の集積による駅機能高度化～コミュニティ・ステーション化～の推進	○ 従来、交通施設として旅客の流動を円滑にすることを主眼に設置されていた駅・停留場について、鉄軌道事業者が自治体、利用者等と協働して、鉄道利用者ニーズの多様化・高度化等に対応した「コミュニティ・ステーション」へと再構築する取組を支援することにより、生活支援機能（保育施設、行政窓口等）の駅・停留場への集積・集約化を図り、鉄軌道の利用促進・活性化を実現する。 【検証指標：コミュニティ・ステーション化に係る計画の策定件数】 【目標値：15件（平成26年度）】	○ 平成26年度末に事後検証シートにより事後検証を実施	○ 事後検証シートによる事後検証において検証指標を測定
24	外海離島等の運航費軽減等の実証調査	○ 離島航路事業者は高齢化や人口減少、燃料油価格の高騰等により急速に運営状況が悪化している。外海離島の運営の厳しい航路を対象に、省エネ化・省力化その他費用低減効果の高い、先導的な取組について実証調査を実施することにより、事業者の運営改善努力の促進を図る。 【業績指標：179 有人離島のうち航路が就航されている離島の割合】 【目標値：71%（平成22年度）】	○ 平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
25	海上交通の低炭素化・利便性向上等総合事業の創設	○ 海上輸送事業者は、燃料油高騰など様々な要因によりコスト競争力が落ちており、輸送量を大きく減少させている。他方で、海上運送事業者は老朽船が多く、省エネ、CO ₂ 排出抑制が十分進んでいない。このため、海上交通の低炭素化、利便性向上を図る。 【検証指標：フェリーの省エネ化率（航海距離あたりの燃料消費量）】 【目標値：平成22年度から5%削減（平成26年度）】	○ 平成26年度までに事後検証シートにより事後検証を実施	○ 事後検証シートによる事後検証において検証指標を測定
26	観光地の魅力創出インフラ整備の推進	○ 観光地の魅力創出に必要な社会資本整備を推進する。 【検証指標：観光地の魅力創出に必要な社会資本整備に関するガイドラインの策定】 【目標値：観光地の魅力創出に必要な社会資本整備に関するガイドラインが策定されている（平成22年度）】	○ 平成22年度に事後検証シートにより事後検証を実施	○ 事後検証シートによる事後検証において検証指標を測定
27	宅地建物取引業・賃貸不動産管理業等に係る新規制度の導入	○ 本施策は、国民の多様な居住ニーズへの対応や、良好なストックとしての賃貸不動産の有効活用、維持・向上を図るほか、消費者から信頼される安全安心な不動産市場の形成を図ることを目的とするものである。 【業績指標：191 指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数】 【目標値：274千件（平成23年度）】	○ 平成23年度政策チェックアップで事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
28	人口減少の進展等を踏まえた土地管理の適正化の推進	○ 少子高齢化による人口減少等に伴い、適正に管理されない空き地・空き家等が増加し、周辺環境の悪化や地域コミュニティの低下等の問題が発生している。また、国民の生活環境への関心の高まり等に伴い、土地の開発だけでなく、土地の管理の態様等により、周辺環境に影響を与える等の問題も発生している。このため、本施策の実施により、土地の適正管理・有効活用を推進し、人口減少の進展等を踏まえた適正かつ合理的な土地の管理及び利用を図る。 【業績指標：196 低・未利用地の面積】 【目標値：13.1万ha（平成25年度）】	○ 平成25年度政策チェックアップ（平成26年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
29	建設業新分野展開支援事業の実施	○ 建設企業が、地方自治体、関係経済団体等と連携して、①観光、福祉、農林業等の他産業への進出、②維持管理や省エネ・耐震診断等の施工関連分野への進出、③環境・耐震技術開発等の新たな施工分野の開拓を行うことにより、従業者の新たな分野の知識や技術の取得に資する取組について、その事業の立ち上げを支援し、普及・啓発することで、建設業の新分野展開とこれによる雇用の確保を図る。 【業績指標：199 建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数】 【目標値：400件（平成21年度）】 （業績指標199については、今後目標年度を延長して更新し、更新後に事後評価を実施予定）	○ 平成22年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定

整理 番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う 時期の特定	効果の把握の 方法の特定性
30	建設業の施工力の強化	○ 建設業の施工力は、経営力、企業力、人材力に基づくものである。しかしながら、建設投資の急激な減少や競争の激化により、企業の経営状況は厳しさを増しており、経営基盤が揺らいでいる。また、経営環境の悪化は労働条件の更なる悪化を招き、少子高齢化も相まって人材の確保・育成が一層困難な状況となっている。この結果として、建設業の施工力が低下し、建設生産物の品質の低下が懸念されているところである。 こうした状況を踏まえ、本施策の実施により、企業の経営力、企業力、人材力を向上させ、建設産業全体の施工力の強化を図ることを目的とする。 【業績指標：199 建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数、202 建設技能労働者の過不足状況（①不足率、②技能工のD.I.）】 【目標値：199 400件（平成21年度）、202① 1.2%以下（平成23年度）、202② 30ポイント以下（平成23年度）】 （業績指標199については、今後目標年度を延長して更新し、更新後に事後評価を実施予定）	○ 平成22年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
31	都市部官民境界基本調査の創設	○ 都市部における地籍調査の進捗率は20%と低位であり（平成20年度末）、このような状況を改善するため、官民の境界情報を調査し、都市部における地籍整備の推進を図ることを目的とする。 【業績指標：207 地籍が明確化された土地の面積】 【目標値：158千km ² （平成21年度）】 （平成22年度以降の業績指標については目標値等の見直しを行った上で、引き続き評価を行う予定）	○ 平成23年度政策チェックアップ（平成24年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
32	都市再生街づくり支援調査の創設	○ 都市開発事業等の実施主体が行う土地境界情報の整備に必要となる作業経費を補助することで地籍調査以外の測量成果を有効に活用し、効率的に都市部の地籍整備を推進することにより街づくりを支援することを目的とする。 【業績指標：207 地籍が明確化された土地の面積】 【目標値：158千km ² （平成21年度）】 （平成22年度以降の業績指標については目標値等の見直しを行った上で、引き続き評価を行う予定）	○ 平成23年度政策チェックアップ（平成24年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
33	山村境界基本調査の創設	○ 山村部において急速に失われつつある境界情報を保全し、補助基準点を設置することで、山村部におけるその後の地籍調査の円滑化を図る。 【業績指標：207 地籍が明確化された土地の面積】 【目標値：158千km ² （平成21年度）】 （平成22年度以降の業績指標については目標値等の見直しを行った上で、引き続き評価を行う予定）	○ 平成23年度政策チェックアップ（平成24年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
34	集落生活安定化へ向けた中間支援業務の普及促進モデル事業の創設	○ 中間支援組織が行う支援業務の効果的な手法の開発を行うとともに、本事業で得られた成果が本事業実施主体に蓄積されることを通じて、中間支援組織としての機能を担うべき主体の育成・定着を図り、もって、地縁団体が行う集落の住民生活の安定に係る取組への支援を円滑に実施することを目的とする。 【検証指標：モデル事業を実施した中間支援組織による人材支援業務の定着度】 【目標値：モデル事業を実施した中間支援組織の過半数で、モデル事業終了後も人材支援業務が実施されること（平成25年度）】 （検証指標等は今後、変更になる可能性がある（平成22年3月までに検討する予定）。）	○ 平成25年度に事後検証シートにより事後検証を実施	○ 事後検証シートによる事後検証において検証指標を測定
35	広域地方計画推進交付金（仮称）の創設	△ 広域地方計画の策定（平成21年8月）を受け、複数都道府県が連携・協力して取り組む広域的な観光活性化や物流円滑化のための基盤整備等の支援を強化し、各広域ブロックの自立・成長に向けた戦略目標の実現を図る。 【検証指標：広域地方計画を具体化するために地方が連携して定める観光活性化等の計画の目標の達成状況】 【目標値：広域地方計画を具体化するために地方が連携して定める観光活性化等の計画の目標の達成が図られること（平成26年度）】 （検証指標等は今後変更になる可能性がある（平成22年3月までに検討する予定）。）	○ 平成26年度までに事後検証シートにより事後検証を実施	○ 事後検証シートによる事後検証において検証指標を測定
36	広域自立成長推進事業（仮称）の創設	△ 国土形成計画全国計画において、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の構築が基本的な方針とされ、全国計画に基づき策定された広域地方計画では、地域における産業集積、地域のブランディング、地域経営を行う人材の育成等が重要なテーマとして掲げられた。これらの政策課題について、既存の都道府県の枠を超えて広域ブロック毎に戦略を作成し、産官学の広域的、戦略的連携により目標実現を図る。 【検証指標：広域ブロックの自立・成長の進展度】 【目標値：各8広域ブロックの自立・成長の進展の度合い（平成26年度）】 （検証指標等は今後、変更になる可能性がある（平成22年3月までに検討する予定）。）	○ 平成26年度までに事後検証シートにより事後検証を実施	○ 事後検証シートによる事後検証において検証指標を測定
37	運輸技術に関する総合的技術戦略プロセス推進に資する技術戦略ロードマップの構築	○ 国土交通省の重要政策（安全、環境等）と運輸分野の技術研究開発とを相互にフィードバックさせながら一体的かつ総合的に推進することで、各重要施策の政策目標の実現に資することを目的とする。 【業績指標：228 年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合】 【目標値：80%（平成19年度以降毎年度）】	○ 平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定

整理 番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う 時期の特定	効果の把握の 方法の特定性
38	地域交通 I T 基盤確立 プログラムの 推進	○ 地域活性化に不可欠な地方の中小公共交通事業者が I T の活用によりサービスの向上を図れるよう、地域交通におけるニーズを把握しつつ I T を活用したシステムの実証を行い、その導入、活用を支援する。 【検証指標：地域交通 I T 基盤確立プログラムを活用したシステムの導入件数】 【目標値：1 件以上（平成24年度）】	○ 平成24年度に事後検証シートにより事後検証を実施	○ 事後検証シートによる事後検証において検証指標を測定
39	アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な推進強化	○ 国際社会が協調して取り組むべき喫緊の課題である気候変動問題について、交通分野においても積極的に貢献すべく、我が国のイニシアティブの下、我が国を始めとする先進国の知見・経験を有効に活用しつつ、特に今後 C O ₂ 排出量の急増が見込まれるアジア諸国を中心とした途上国における気候変動・大気汚染対策を一層推進する。 【業績指標：231 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数】 【目標値：121 件（平成23年度）】	○ 平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
40	官民連携による海外交通プロジェクトの推進	○ （我が国交通産業の競争力強化） 我が国交通関係産業の国際競争力を強化し、ビジネスチャンスを拡大。また、優れた技術力・ノウハウを継承・進化。 （地球環境問題への対応） 鉄道等をはじめとする環境にやさしい交通機関の整備を通じ、地球環境問題への対応に貢献。 （二国間関係の強化） 国家の基盤となるインフラ整備を支援することにより、相手国の経済社会の発展に寄与。我が国のプレゼンスが向上するとともに、二国間関係の強化に貢献。 【業績指標：231 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数】 【目標値：121 件（平成23年度）】	○ 平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）による事後評価において業績指標を測定
合 計		○ = 3 8 △ = 2	○ = 4 0	○ = 4 0

（注） 1 国土交通省の「平成22年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策（施策等）について順次番号を記入した。
「政策（施策等）」欄	評価の対象とされた政策（施策等）の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	政策（施策等）の実施により得ようとする政策効果を記入した。 得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。
「検証を行う時期の特定」欄	事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。 当該政策（施策等）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策等）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。
「効果の把握の方法の特定性」欄	事後的検証を予定している場合に、政策（施策等）の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。 政策（施策等）の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。